

# 住宅・建築物の耐震化

## 地震から身を守るために

日本は、世界有数の地震大国で、これまで多くの地震や津波による災害を経験してきました。例えば、平成28年の熊本地震において、最大震度7の地震が2度発生したほか、一連の活発な地震活動によって、甚大な被害を受けました。大きな被害をもたらす地震は特定の地域に限って発生しているわけではなく、全国各地で発生しています。大きな地震によって強い揺れとなった地域では、引き続き地震活動で家屋などが倒壊したり、落石やがけ崩れなどの土砂災害が発生しやすくなったりします。このような大地震から自らの生命・財産等を守るためには、住宅や建築物の耐震化を図ることが必要であり、住宅や建築物の所有者一人ひとりが、自らの問題として意識して取り組んでいただくことが重要です。



## 耐震診断受付中

王寺町では、耐震診断を無料で受けることができます。まずは、耐震診断を行い、建物の耐震性が十分かどうかをチェックしてみましょう。

・昭和56年5月31日以前に建築された建物は、建築基準法に定める耐震基準が強化される前の「旧耐震基準」によって建築され、耐震性が不十分なものが多く存在します。そのため、まずは、耐震診断を実施し、自らの建物の耐震性を把握しましょう。そして、耐震診断の結果、耐震性が不十分であった場合は、耐震改修や建替えを検討しましょう。

上部構造評点	判定（震度6強～7の地震が発生した場合）
1.5以上	倒壊しない ◎
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない ○
0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある △
0.7未満	倒壊する可能性が高い ×

※上部構造評点とは…国土交通省監修の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に記載の評価方法を用いて、震度6強～7程度の地震が発生した場合の家屋倒壊の可能性を数値化したもの。

## 耐震診断

### ・無料耐震診断（昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅に限る）

※その他の住宅・建築物の耐震診断については裏面をご覧ください。

#### まずは、簡易チェックをしてみましょう。

「誰でもできるわが家の耐震診断」(国土交通省住宅局監修/(一財)日本建築防災協会編集)で地震に対してどれくらい耐震性があるか、自己診断ができます。



不安がある場合は耐震診断を依頼

#### 専門家による耐震診断



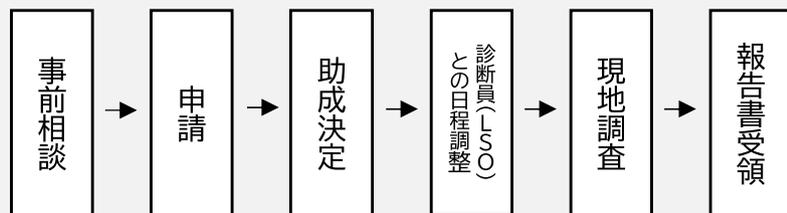
#### 診断項目

- ・外回り確認(地盤・屋根・外壁・基礎)
- ・室内の確認(壁仕上げ材・劣化等)
- ・小屋裏・懐の確認(壁下地・筋交い・火打ちと梁・接合部等)
- ・床下の確認(基礎・筋交い・接合部・蟻害等)

※2時間程で家屋の調査を行います。約1週間後、「耐震診断報告書」を作成し、結果を報告します。

### ・手続きの流れ

#### 耐震診断



※王寺町では、NPO法人『人・家・街 安全支援機構』(LSO)と協定を締結し、耐震診断事業に取り組んでいます。

# 耐震に関する補助制度の概要

## 耐震診断

### ■既存木造住宅耐震診断事業（無料）

地震発生時における倒壊等の可能性が高い木造住宅の耐震診断を早急に普及させるため、王寺町が耐震診断員を**無料**で派遣します。

- 対象となる建物  
昭和56年5月31日以前に着工された町内の木造住宅  
延べ面積が250㎡以下かつ階数が2以下の住宅（地階除く）  
※昭和56年6月～平成12年5月に建てられた木造住宅については、NPO法人『人・家・街 安全支援機構』（LSO）で**5千円**で耐震診断が受けられます。

### ■特殊建築物等耐震診断補助金

地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を防ぎ、地震に強い安全な地域づくりを促進するため、精密な耐震診断を実施する住宅・建築物の所有者等に対して補助金を交付します。

- 補助対象となる建物  
昭和56年5月31日以前に着工された町内の非木造住宅及び多数の者が利用する建築物  
※多数の者が利用する建築物…病院、学校、店舗、保育園、事務所等の多くの人々が利用する一定規模以上の建築物
- 補助金額  
＜住宅＞ **上限8万9千円**（診断費用の3分の2以内）  
＜多数の者が利用する建築物＞ **上限133万3千円**（診断費用の3分の2以内）

## 耐震改修・耐震シェルター

### ■既存木造住宅耐震改修事業費補助金

地震発生時における住宅の倒壊等の被害から町民の生命及び財産を守るため、耐震改修工事または耐震シェルター工事を行う者に対して補助金を交付します。

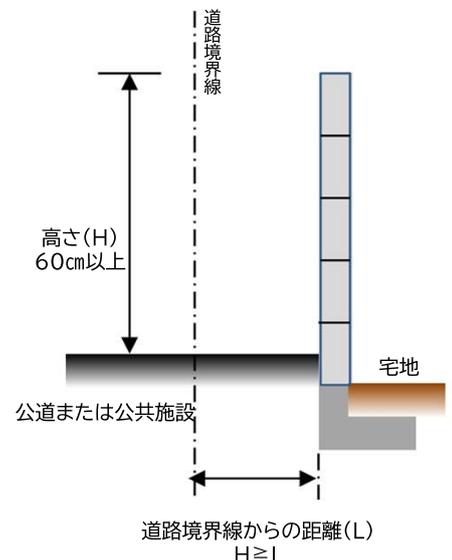
- 補助対象となる建物  
昭和56年5月31日以前に着工された町内の木造住宅
- 補助金額  
＜耐震改修工事＞ **上限100万円**（耐震改修工事費の3分の1以内）  
＜耐震シェルター工事＞ **上限25万円**（耐震シェルター工事費の2分の1以内）

## ブロック塀等撤去工事

### ■ブロック塀等の撤去工事補助金

地震などの自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊等による被害の軽減を図り、道路利用者等の安全確保に資するため、ブロック塀等の撤去工事を行う者に対して補助金を交付します。

- 補助対象となるブロック塀等  
以下の条件を全て満たすもの
- ① ブロック塀等と道路の接地面からブロックの部分の頂部までの高さが60cmを超えるもの
- ② 右図のとおり、ブロック塀等の高さがブロック塀等と道路境界までの水平距離より高いもの
- ③ 町内の公道又は公共施設に面するもの
- ④ 補助要綱第3条に定める点検を行い、不適合項目が一つ以上あるもの
- 補助金額  
**上限10万円**（撤去工事費の2分の1以内）



お問合せ先

王寺町役場 地域整備部 まちづくり推進課

TEL：0745-73-2001 FAX：0745-32-6447

Mail：sumai@town.oji.nara.jp